

ブロック塀等耐震改修等助成制度のご案内

制度の概要

市ではブロック塀等の倒壊等による災害を防止し、及び地域住民の避難経路を確保するため、ブロック塀等の所有者に、**耐震診断、除却・建替え・改修費用の一部を助成します。**

対象となるブロック塀

- ・避難路沿道に存するもので、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

助成を受けられる方

- ・ブロック塀等の所有者で、市町村民税、水道料金、下水道使用料に滞納のない方

対象となる耐震診断

- ・「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）による点検を行うもの
- ・市内に事業所があり、建築士事務所協会空知支部に所属する事務所の建築士、または、市内に本店があり、建設業許可を受けている業者によるもの

対象となる耐震改修等

以下のいずれかに該当する工事が助成金の対象となります。

- ・原則として避難路沿道に存するブロック塀等の全てを撤去するもの
- ・除却後に引き続き、現行基準に適合する塀を設置するもの
- ・地震に対して安全な構造となる控え壁の設置や鉄骨による補強等の改修を行うもの

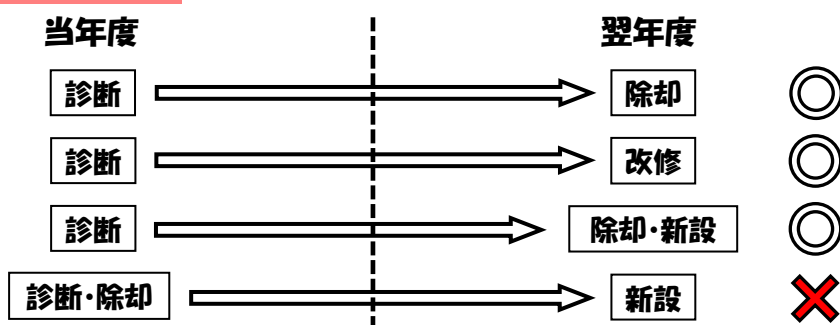
※市内に本店があり、建設業許可を受けている業者によるもの

※建築基準法 第44条第1項の規定に違反しないもの

助成金額

- ・耐震**診断**助成金の額は、耐震診断に係る費用の**80%**、上限は**4万円**
 - ・**除却・建替え・改修**助成金の額は、工事に係る費用の**40%**、上限は**100万円**
 - ・耐震改修等に係る費用の合計額は、ブロック塀等の長さ1m当たり、上限は**8万円**
- ※消費税を除いた費用を対象とし、助成額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

申請が年度をまたぐ場合



- ※ 当年度に診断のみを行い、翌年度に除却と新設をセットで実施する場合は、助成を受けられますが、当年度に診断と除却を行い、翌年度に新設のみ実施する場合は、助成を受けられないのでご注意ください。

申請時提出書類

- ・助成金交付申請書
- ・耐震改修等概要書
- ・ブロック塀等の配置図、概要図等（高さ及び仕様を示すもの）
- ・現況写真
- ・世帯全員の住民票の写し（申請者が個人の場合）
- ・申請者が市内に住所を有しない場合は、住所地の市町村民税の滞納がないことの証明書
- ・登記事項証明書その他の対象ブロック塀等の所有者を確認できる書類
- ・見積書の写し
- ・所有者が複数いる場合は、所有者全員の承諾書及び印鑑登録証明書

完了時提出書類

<共通>

- ・助成金交付実績報告書兼請求書
- ・領収書の写し
- ・助成金交付決定通知書の写し
- ・写真（着手前、完了後の全景を確認できるもの）

<診断>

- ・耐震診断報告書（耐震診断員が作成したもの）

<除却・建替え・改修>

- ・建替え、改修の助成金を受けようとする場合は、工程ごとに必要とする写真

受付期間

令和3年4月1日から9月30日までです。ただし、予算が無くなった時点で、受付を締め切る事があります。また、耐震診断・耐震改修工事は令和4年2月28日までに完了させてください。

受付場所

岩見沢市役所 建設部建築課建築指導係

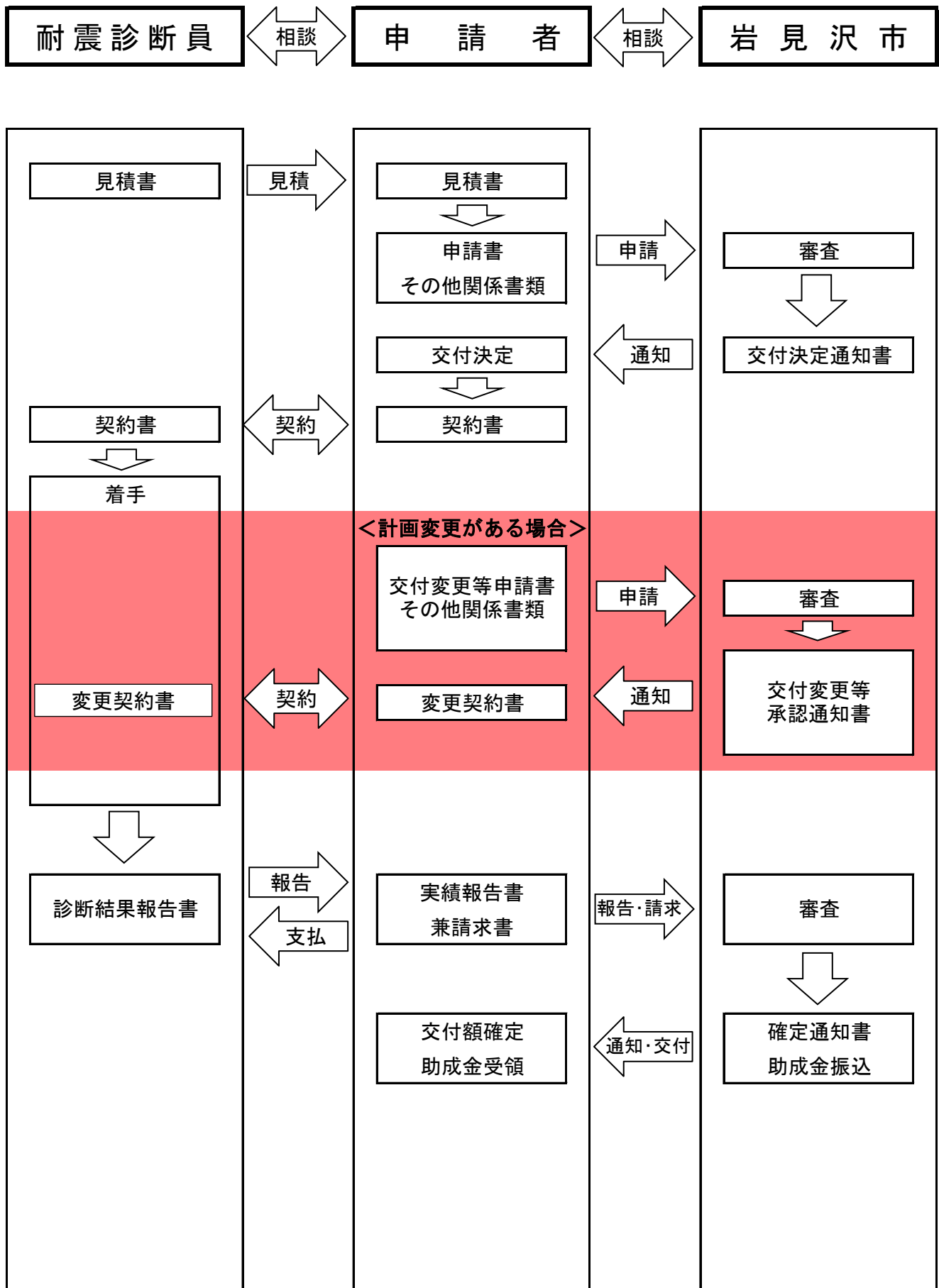
※条件により、提出書類が一部変わります。

不明な点等のお問い合わせや、お申し込みは、下記までご連絡ください。

岩見沢市役所 建設部建築課建築指導係

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 電話：0126-23-4111（内線325）

耐震診断助成金申請手続きの流れ



耐震改修工事助成金申請手続きの流れ

